

全国後期高齢者医療広域連合協議会

令和8年度広域連合長会議

日時：令和8年6月10日（水）15:00～

場所：都市センターホテル5階「オリオン」

[次 第]

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事	(ページ)
(1)	令和7年度事業報告について	 1
(2)	令和7年度決算について	 3
(3)	令和8年度事業計画(案)について	 7
(4)	令和8年度予算(案)について	 9
(5)	役員の選任について	 11
(6)	要望書(案)について	 13
4	来賓紹介及び挨拶	
5	要望書手交	
6	厚生労働省との意見交換	
7	閉会	

<参考資料：別冊>

- 1 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約
- 2 全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿
- 3 全国広域連合長等名簿
- 4 全国広域連合所在地等一覧

議事（１）

令和７年度事業報告について

令和7年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告

令和7年度において、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行った。

1 広域連合の意見集約

国等に対して広域連合の考えを示すため、各広域連合の意見を集約した。

- (1) 要望書提出に係る意見集約（6月4日、11月13日提出）
- (2) 資格確認書の有効期間等の調査に係る意見集約（6月11日提出）
- (3) 社会保障審議会医療保険部会に対する意見集約（随時）

2 広域連合としての意見表明

- (1) 必要な制度改善について国等へ要望した。

要望書手交（6月4日、11月13日）

- (2) 審議会等に参加し、制度の内容や運営に関する意見を表明した。

- ① 社会保障審議会医療保険部会（4月3日～3月19日 計19回）
- ② 健康・医療・介護情報利活用検討会 電子処方箋等検討ワーキンググループ
（9月1日、12月23日、3月19日 オンライン開催 計3回）
- ③ こども家庭審議会子ども・子育て支援金制度管理部会
（10月28日、12月26日 計2回）
- ④ 日本健康会議（10月14日）
- ⑤ 保険者による健診・保健指導等に関する検討会
（3月25日 オンライン開催 計1回）
- ⑥ 高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ
（9月3日、3月4日 オンライン開催 計2回）
- ⑦ 個人への予防インセンティブ検討ワーキンググループ
（2月16日、3月12日 オンライン開催 計2回）
- ⑧ 広域連合標準システム研究会（第53回～54回 オンライン開催 計2回）
- ⑨ 保険者協議会中央連絡会（3月23日 オンライン開催 計1回）

3 会議の開催

円滑な運営と制度改善に資するために、次の諸会議等を行った。

- (1) 広域連合長会議（6月4日）
- (2) 幹事会（第1回 5月22日：福井県、第2回 10月23日：鳥取県）
- (3) 地域ブロック幹事広域連合と高齢者医療課との打合せ会 オンライン開催
（9月17日、11月11日、11月26日、12月11日、12月17日、
1月8日、2月16日）

4 地域ブロック協議会の活動

国に対する要望事項や懸案事項等を協議するため、地域ブロック毎に諸会議を行った。

議事（２）

令和７年度決算について

令和7年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算書

・収入済額 4, 5 0 2, 9 1 9 円

・支出済額 2, 6 6 3, 0 1 8 円

・差引残高 1, 8 3 9, 9 0 1 円

(差引残高は、令和8年度へ繰り越すものとする。)

収入

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比較	備 考
01 分担金及び負担金	2,820,000	2,820,000	0	均等割分担金 (60,000円×47団体)
01 分担金	2,820,000	2,820,000	0	
01 分担金	2,820,000	2,820,000	0	
01 分担金	2,820,000	2,820,000	0	
02 繰越金	1,679,000	1,679,523	523	
01 繰越金	1,679,000	1,679,523	523	
01 繰越金	1,679,000	1,679,523	523	
01 前年度繰越金	1,679,000	1,679,523	523	
03 諸収入	2,000	3,396	1,396	預金利子
01 預金利子	1,000	3,396	2,396	
01 預金利子	1,000	3,396	2,396	
01 預金利子	1,000	3,396	2,396	
02 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
合 計	4,501,000	4,502,919	1,919	

支出

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	不用額	備 考
01 会議費	2,771,000	2,226,472	544,528	幹事会 (2回開催分)
01 会議費	2,771,000	2,226,472	544,528	
01 広域連合長会議費	1,712,000	1,428,324	283,676	
08 旅費	1,002,000	744,797	257,203	
10 需用費	111,000	100,713	10,287	
11 役務費	23,000	16,020	6,980	
13 使用料及び賃借料	576,000	566,794	9,206	
02 幹事会費	1,059,000	798,148	260,852	
08 旅費	981,000	758,848	222,152	
10 需用費	10,000	9,460	540	
11 役務費	8,000	7,040	960	
13 使用料及び賃借料	60,000	22,800	37,200	
02 総務費	1,384,000	436,546	947,454	幹事要望活動
01 総務管理費	1,384,000	436,546	947,454	
01 一般管理費	1,384,000	436,546	947,454	
08 旅費	1,154,000	372,552	781,448	
09 交際費	30,000	22,000	8,000	
10 需用費	35,000	19,976	15,024	
11 役務費	29,000	17,740	11,260	
13 使用料及び賃借料	90,000	0	90,000	
17 備品購入費	30,000	0	30,000	
18 負担金、補助及び交付金	16,000	4,278	11,722	
03 予備費	346,000	0	346,000	
01 予備費	346,000	0	346,000	
01 予備費	346,000	0	346,000	
合 計	4,501,000	2,663,018	1,837,982	

意見書

令和7年度 全国後期高齢者医療広域連合協議会会計について、決算関係書類を審査した結果、いずれも適正かつ正確であると認める。

全国後期高齢者医療広域連合協議会

令和 8 年 4 月 16 日

監事 滋賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 小 五 理 

令和 8 年 4 月 24 日

監事 青森県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 西 秀 記 

議事（３）

令和８年度事業計画(案)に
ついて

令和8年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案）

1 基本方針

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、全国の広域連合が連絡提携を緊密にし、広域連合相互の情報を共有することにより、各々の広域連合の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行う。

2 事業計画

（1）広域連合の意見集約

次の事項等について、意見を集約する。

- ① 高齢者医療制度の見直し等に関する事項
- ② 制度改善に関する事項
- ③ その他円滑な運営と進展を図るための事項

（2）広域連合としての意見表明

- ① 全国の広域連合から集約した意見をもとに、重要な事項等について国等に提案を行う。
- ② 国で設置された社会保障審議会等に参加し、現行制度の円滑な運営、高齢者医療制度の見直し等に関し、意見を表明する。

（3）会議の開催

- ① 広域連合長会議（広域連合長会議：1回）
本協議会の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長会議を1回開催する。
なお、会長が必要と認めた場合、臨時広域連合長会議を開催する。
- ② 幹事会（幹事会：2回）
広域連合長会議へ提案する事項の審査及び広域連合長会議からの委任事項の議決のため幹事会を開催する。
なお、臨時広域連合長会議が開催される場合は、臨時幹事会を開催する。
- ③ 事務局長会議（開催を求められた場合）
会長から審議する事項等について求められた場合は、事務局長会議を開催する。

（4）地域ブロック協議会の活動

各広域連合が抱える様々な課題の解決を図るため、諸会議を開催し、意見交換を行う。

（5）その他、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展に必要な事業

議事（４）

令和８年度予算(案)について

令和8年度全国後期高齢者医療広域連合協議会予算(案)

収入

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 分担金及び負担金	2,820	2,820	0	
01 分担金	2,820	2,820	0	
01 分担金	2,820	2,820	0	
01 分担金	2,820	2,820	0	均等割分60,000円*47団体
02 繰越金	1,839	1,679	160	
01 繰越金	1,839	1,679	160	
01 繰越金	1,839	1,679	160	
01 前年度繰越金	1,839	1,679	160	
03 諸収入	2	2	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
02 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
合 計	4,661	4,501	160	

支出

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 会議費	3,408	2,771	637	
01 会議費	3,408	2,771	637	
01 広域連合長会議費	1,723	1,712	11	
08 旅費	1,013	1,002	11	広域連合長会議旅費（1回）
10 需用費	111	111	0	消耗品費等
11 役務費	23	23	0	会議資料郵送料
13 使用料及び賃借料	576	576	0	会場使用料等
02 幹事会費	1,685	1,059	626	
08 旅費	1,605	981	624	幹事会旅費（2回）
10 需用費	10	10	0	消耗品費
11 役務費	10	8	2	振込手数料
13 使用料及び賃借料	60	60	0	会場使用料
02 総務費	1,181	1,384	△ 203	
01 総務管理費	1,181	1,384	△ 203	
01 一般管理費	1,181	1,384	△ 203	
08 旅費	991	1,154	△ 163	審議会等旅費
09 交際費	30	30	0	会長交際費
10 需用費	35	35	0	消耗品費
11 役務費	29	29	0	通信運搬費・振込手数料
13 使用料及び賃借料	50	90	△ 40	
17 備品購入費	30	30	0	
18 負担金、補助及び交付金	16	16	0	保険者協議会中央連絡会 会議運営費
03 予備費	72	346	△ 274	
01 予備費	72	346	△ 274	
01 予備費	72	346	△ 274	
合 計	4,661	4,501	160	

議事（５）

役員の選任について

全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿

(令和 7 年度～令和 8 年度)

役職名	氏 名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	さね まつ たか のり 實 松 尊 徳 (神埼市長)	九州 (佐賀県広域連合)
副会長	さ どう えい いち 佐 藤 栄 一 (宇都宮市長)	関東・信越 (栃木県広域連合)
	しば はし まさ なお 柴 橋 正 直 (岐阜市長)	東海・北陸 (岐阜県広域連合)
	ふか ざわ よし ひこ 深 澤 義 彦 (鳥取市長)	中国・四国 (鳥取県広域連合)
監事	にし ひで き 西 秀 記 (青森市長)	北海道・東北 (青森県広域連合)
	た じま いっ せい 田 島 一 成 (彦根市長)	近畿 (滋賀県広域連合)

議事（６）

要望書（案）について

後期高齢者医療制度に関する要望書（案）

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 医療保険制度改革について

(1) 制度見直しに係る基本姿勢等について

ア 後期高齢者医療制度の見直しに当たっては、被保険者の実態を十分に把握し、分かりやすく過度な負担とならない制度とすること。

イ 見直し内容については早期に関係機関へ情報提供し、丁寧な意見交換を行いながら慎重に検討するとともに、制度改正の影響について国において適切な分析・評価を行い、必要な対策を講じること。

(2) 制度改正時の周知・財政支援等について

ア 制度改正に当たっては、十分な周知期間を設け、国の責任において丁寧な説明及び周知広報を行うこと。

また、制度の見直しに当たっては、速やかに広域連合や関係機関等に情報提供を行うとともに、被保険者に混乱が生じないよう万全の対応を図ること。

イ システム改修や周知広報等に要する経費については、全額国による財政支援を行うとともに、問い合わせに一元的に対応する専用コールセンターを整備すること。

(3) 高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度については、低所得者に十分配慮しつつ、内容を簡素で分かりやすいものとする。

また、高額療養費は全医療保険制度に共通するものであることから、被保険者や医療機関での混乱を生じさせないよう、国において制度施行前までに十分な周知・広報や説明を行うこと。

(4) 自己負担割合等の見直しについて

自己負担割合の見直しに当たっては、短期間で2割負担以上の被保険者が急増することのないよう、急激な負担増を招く改正は行わないこと。

また、単に年齢により区分するのではなく、所得に基づいた、経済的な負担が抑えられるような制度設計とするよう慎重に検討すること。

(5) 医療費自己負担の見直し（薬剤等）について

OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しに当たっては、配慮が必要な高齢者にとって急激な負担増とならないよう適切な措置を講じること。

(6) 金融所得の勘案導入について

ア 保険料算定及び窓口負担割合等の判定における金融所得の勘案については、被保険者の理解が得られるよう十分な説明を行うこと。

イ 広域連合の保険料算定システムの大きな改修が必須となることから、改修費用に対し、国が責任を持って必要な財政措置を講じること。

ウ 金融所得の勘案の実施に際して、国保中央会が運営することとされている法定調書 DB（仮称）の開発に当たっては、金融所得の勘案という国の政策に基づくものであることから、その整備費を広域連合に転嫁せず、国が責任を持って財政措置を講じること。

(7) 保険料負担軽減及び財政措置について

ア 後期高齢者の保険料負担がさらに拡大することが見込まれることから、被保険者の負担を緩和するための対策を国において講じること。

イ 制度改正や子ども・子育て支援金等に伴う負担増について、被保険者の理解が得られるよう国が責任を持って周知・説明を行うこと。

(8) 生活保護受給者の取扱いについて

生活保護受給者の後期高齢者医療制度への加入については、制度の維持や財政の安定化を図るため、引き続き現行の医療扶助を維持すること。

2 マイナ保険証及び資格確認書の取扱いについて

マイナ保険証及び資格確認書の取扱いについて、以下の3点を要望する。

(1) マイナ保険証の運用及び資格確認書の取扱いについて、広域連合と連携し計画的に進めるとともに、全国で統一された分かりやすい基準を国の責任において示し、十分な周知を行うこと。

(2) 医療機関等や保険者におけるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組に係る経費等について、国が必要な財政支援を行うこと。

(3) オンライン資格確認が適切に行われるよう、医療機関等に対し周知広報に努めるとともに、オンライン資格確認の運用に当たっては、医療機関等や保険者から細かな課題を聴取し、必要な対策を講じること。

3 システムについて

(1) 医療保険制度の安定運営のために、標準システムをガバメントクラウドの対象として適切に位置づけるとともに、広域連合47団体による大口契約にする仕組みによる低廉化の

取組を徹底し、最適化への積極的な支援を継続的に実施すること。

また、当該事業に充当できる財源として、各広域連合に対する調整交付金において適切な財政措置を講じること。

- (2) 標準システムの Java 化に伴う費用については、開発遅延によって生じたかかり増し経費の過年度分及び移行・切替えに要する費用に加え、各広域連合において実施する調査・検討・検証に係る経費についても、国が全額財政支援すること。

また、Java 化が完了するまでの間、標準システムを運用する上で必要となる COBOL 用ミドルウェアの保守に係る費用について、引き続き国が全額支援すること。

- (3) 全世代型社会保障構築のための制度等の改革に伴う各種システムの開発について、十分な準備期間を確保するとともに、国の責任において、それに必要となる費用や保守・運用費用に対し、必要な財政措置を講じること。

- (4) 国保総合システムの開発や運用に当たっては、保守・運用経費が縮減され、かつ、市町村等保険者に追加的な負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。

4 財政運営について

令和 8・9 年度の保険料率改定では、近年の物価高騰が続く中、全世代型社会保障制度改革等の影響も相まって、被保険者である高齢者の負担が急激に増大した。

今後の制度見直しや保険料率改定に当たっては、広域連合や関係団体等の意見を十分聴取し、被保険者に過大な負担とならないよう配慮するとともに、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した財政運営を確保するため、国において以下の措置を講じること。

- (1) 定率国庫負担割合の引き上げや特別調整交付金による軽減措置等、国の財政支援を拡充すること。
- (2) 財政安定化基金を保険料増加抑制のために活用できる仕組みとして、経過措置とせず、恒久化すること。

5 保健事業について

- (1) 歯科健診事業を推進し、オーラルフレイル対策を充実させるため、後期高齢者医療制度事業費補助金における歯科健康診査事業の補助率の引き上げを行うとともに、十分な財政支援を行うこと。

- (2) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を今後とも継続して取り組むことができるよう、事業に係る費用全額を賄うとともに、恒久的な財政支援制度を早急に構築すること。

6 大規模災害関連について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難等を余儀なくされた被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和 8 年度以降も引き続き継続すること。

また、保険料の減免及び一部負担金の免除を見直すに当たり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

7 その他について

- (1) 窓口2割負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了による影響について、分析・評価の更なる検証を行い、必要に応じて制度の見直しや改善を国の責任において検討すること。
- (2) 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」における制度の在り方及び後期高齢者医療制度の運営体制について、広域連合における安定的な人材確保が難しくなっている現状等を踏まえつつ、今後の具体的な検討の道筋を示すこと。
- (3) 被爆者等の医療費が各地域の医療費に対し一定割合を下回ると、その医療に対する国の支援が全く無くなる現行制度を見直し、原子爆弾による健康被害の特殊性を踏まえ、被爆者等が存命する限りは、国の責任において援護し、支援を継続すること。

以上

令和8年6月10日

厚生労働大臣 上 野 賢 一 郎 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 實 松 尊 徳

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

